

岩手医科大学研究開発・共創センター運営委員会規程

(設置)

第1条 岩手医科大学研究開発・共創センター（以下「センター」という。）規程第4条の規定に基づきセンター運営委員会を設ける。

(センター運営委員会の任務)

第2条 センター運営委員会は、センターについての次の事項を審議することを目的とする。

- (1) 中期目標・中期計画および年次計画に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 評価に関すること。
- (4) 教育職員の候補者の推薦に関すること。
- (5) 専任職員の候補者の推薦に関すること。
- (6) 施設および設備に関すること。
- (7) その他、運営に関すること。

(組織)

第3条 センター運営委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各学部および教養教育センターから選出された教員 各1名
その任期は3年とし、再任は1回に限るものとする。ただし、任期満了前に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の任期とする。
- (4) 事務局長
- (5) 学務部長
- (6) 研究助成課総括課長
- (7) その他センター長が指名する者

(委員長)

第4条 センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 センター運営委員会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 センター運営委員会の議事は、特に定める場合を除くほか、出席総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。ただし、当該議事につき書面を以て予め意見を表示した者は、出席者とみなす。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外に者をセンター運営委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 センター運営委員会の事務は、研究助成課が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、センター運営委員会で審議の上、学長の承認を得て、理事長が決定する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和3年11月11日施行の「岩手医科大学リエゾンセンター運営委員会規程」は令和5年3月31日を以て廃止する。